

(介 136)
令和 2 年 10 月 6 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための
衛生・防護用品（使い捨て手袋）の都道府県等への配布について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、介護施設等において日常的に排泄ケア等で必須となる使い捨て手袋について、入手が困難であるという現場からの意見や、世界的な需給状況等を総合的に勘案し、今後のサービス提供に支障を及ぼさないよう、入手が困難である介護施設等への放出用として、国より都道府県等に対して、一定数量を順次配布されることとなりました。

使い捨て手袋の配布対象は、感染が発生した介護施設等のみに限定されるものではなく、高齢者・障害児者・児童・生活困窮者向けの福祉施策のうち、使い捨て手袋の着用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する介護施設等で、使い捨て手袋が無ければサービス提供の継続に支障が生じるものを対象とすることが想定されており、配布数は第 1 弾として、5 千万双を人口比で都道府県に配分されます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきたくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品（使い捨て手袋）の都道府県等への配布について
(令 2.9.29 事務連絡 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、保育課、家庭福祉課、子育て支援課、社会援護局保護課、福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、障害福祉課、老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)

事務連絡
令和2年9月29日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための
衛生・防護用品（使い捨て手袋）の都道府県等への配布について

新型コロナウイルス感染症への対応に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等に対する防護具等の支援については、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の都道府県等への配布について」（令和2年6月12日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡（以下「6月12日付け事務連絡」という。))でお知らせしたとおり、国から防護具等を都道府県等（指定都市・中核市を含む。以下同じ）に順次配布しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、介護施設等において日常的に排泄ケア等で必須となる使い捨て手袋について、入手が困難であるという現場からの意見や、世界的な需給状況等を総合的に勘案し、今後のサービス提供に支障を及ぼさないよう、入手が困難である介護施設等への放出用として、都道府県等に対して、一定数量を順次配布することとしました。配布に当たっての詳細は下記のとおりですので、都道府県等におかれては、受け入れの準備とともに、都道府県等内部での備蓄と当該施設等への放出にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 使い捨て手袋の配布にあたっての基本的な考え方

介護施設等において排泄ケア等で日常的に必須となる使い捨て手袋については、世界的な需要増等により、地域によっては入手が困難な場合があることから、管内の介護施設等のサービス提供に支障を及ぼさないよう、都道府県等の民生主管部局が介護施設等の需給状況を十分に把握した上で、主体的に確保・備蓄し、適切に放出を行うことが望ましいと考えられます。

2 具体的な配布方法、検討・準備いただきたい点について

(1) 配布の実施について

上述1の考え方を踏まえながらも、都道府県等において相当数を確保することは困難な場合もあることから、国から都道府県等の民生主管部局に対し、使い捨て手袋の配布を実施しますので、都道府県等内に備蓄する場所(倉庫)や都道府県等内部での管理体制を整備いただくようお願いします。

(2) 配布対象

この使い捨て手袋の配布対象は、感染が発生した介護施設等のみに限定されるものではなく、高齢者・障害児者・児童・生活困窮者向けの福祉施策のうち、使い捨て手袋の着用を必須とする排泄介助等[※]のサービスを日常的に提供する介護施設等で、使い捨て手袋が無ければサービス提供の継続に支障が生じるものを対象とすることを想定しています。

※ 高齢者や障害児者等への排泄介助や医療処置、乳幼児のおむつ交換時の排便処理等において、血液等の体液や嘔吐物、排泄物に触れる恐れがあるとき、傷や創傷皮膚に触れるときは、手袋の着用が不可欠となっています。

なお、感染が発生した社会福祉施設等に対する使い捨て手袋については、6月12日付け事務連絡でお知らせしたとおり、既に都道府県等に配布しているところですので、そちらの活用をお願いします。

(3) 介護施設等への放出の考え方

都道府県等においては、管内の介護施設等の需給状況を把握していただき、放出要件に合致する介護施設等からの緊急要請に基づき、放出要件の状況であることを確認の上、放出を決定していただくことを原則とします。

なお、放出要件は、以下の例を参考に、地域の実情を勘案の上、設定していただくようお願いします。

※ 放出要件（例示）

- ・ 排泄介助等使い捨て手袋の使用が必須となる施設・サービスであること。
- ・ 地元の卸売業者では在庫がないことや発注をしていたがキャンセルされたなど手に入れられない状況が続いていること。
- ・ 当該施設の備蓄見通しが3週間以内となっていること。
- ・ 当該施設の消費量が適切であること。

（4）配布する使い捨て手袋の数量、配布時期

- ・ 第1弾として、5千万双を人口比[※]で配分します。（別添1を参照）
なお、今回はPVC（塩化ビニール）製手袋の配布を予定しています。
※ 母数：127,444千人（平成31年1月1日 住民基本台帳による。）
- ・ 配布時期については、10月の後半から11月を予定しています。
- ・ 第2弾以降は、第1弾の配布・放出実績を踏まえながら、11月以降、年度内において毎月5千万双の規模で配布する予定です。

（注）配布する使い捨て手袋については、輸入品が中心であり、納入時期の変動が想定され、配布時期や配布数量も変わる可能性があります。また、材質はPVC製のほか、PE（ポリエチレン）製の配布も予定しています。

（5）配布先

都道府県、指定都市、中核市の指定された場所に配布します。都道府県の希望により送付先を市区町村にすることも可能としますが、その場合は、当該市区町村と調整の上、登録をお願いします。また、当省から介護施設等への直接配送は行いません。

（6）配布先等の登録について

（1）～（4）を踏まえ、（5）の配布先の登録について、別添2様式に記入の上、福祉4部局マスクチーム専用アドレス[※]に10月14日（水）まで送付ください。

なお、（4）で示した数量よりも少ない数量を希望される場合や配布時期を後送りにしたい場合は、具体的な数量、具体的な時期について併せてご連絡ください。その際には、少ない数量にする理由（需要がない、十分な備蓄が既にある、保管場所の確保ができない等）、配布時期を遅らせる理由（す

ぐに不足する状況にはない、当面の備蓄がある、保管場所の確保ができない等)をお知らせください。

※登録先（福祉4部局マスクチーム専用アドレス）

fukushi-mask@mhlw.go.jp

3 放出実績の登録

都道府県等が介護施設等へ使い捨て手袋等を放出した実績について、その都度、福祉4部局マスクチーム専用アドレスまで送付をお願いします。電子メールの件名は「緊急手袋放出実績（自治体名）〇月〇日分」としてください。なお、登録様式は、別途、福祉4部局マスクチームからの電子メールでお知らせします。

問い合わせ先

厚生労働省福祉4部局マスクチーム

専用アドレス:fukushi-mask@mhlw.go.jp

※ メールにてお問い合わせください。
件名は、「照会（自治体名）」をお願いします。

		手袋(PVC)						
		Sサイズ(500双/箱)		Mサイズ(500双/箱)		Lサイズ(500双/箱)		
		(双)	(箱)	(双)	(箱)	(双)	(箱)	
282022		尼崎市	55,000	110	91,000	182	36,500	73
282031		明石市	36,000	72	59,500	119	24,000	48
282049		西宮市	57,500	115	95,500	191	38,500	77
290009	奈良県	指・中除く	118,500	237	197,500	395	79,000	158
292010		奈良市	42,500	85	70,500	141	28,500	57
300004	和歌山県	指・中除く	70,500	141	117,000	234	47,000	94
302015		和歌山市	43,500	87	72,500	145	29,000	58
310000	鳥取県	指・中除く	44,500	89	74,500	149	30,000	60
312011		鳥取市	22,500	45	37,000	74	15,000	30
320005	島根県	指・中除く	57,000	114	95,000	190	38,000	76
322016		松江市	24,000	48	40,000	80	16,000	32
330001	岡山県	指・中除く	85,000	170	141,500	283	56,500	113
331007		岡山市	83,500	167	139,500	279	56,000	112
332020		倉敷市	57,000	114	95,000	190	38,000	76
340006	広島県	指・中除く	112,000	224	186,000	372	74,500	149
341002		広島市	141,000	282	235,000	470	94,000	188
342025		呉市	26,500	53	44,500	89	18,000	36
342076		福山市	55,500	111	92,500	185	37,000	74
350001	山口県	指・中除く	132,000	264	220,000	440	88,000	176
352012		下関市	31,500	63	52,000	104	21,000	42
360007	徳島県	指・中除く	88,500	177	147,500	295	59,000	118
370002	香川県	指・中除く	66,000	132	110,000	220	44,000	88
372013		高松市	50,500	101	84,500	169	34,000	68
380008	愛媛県	指・中除く	102,500	205	170,500	341	68,500	137
382019		松山市	60,500	121	101,000	202	40,500	81
390003	高知県	指・中除く	46,000	92	76,000	152	30,500	61
392014		高知市	39,000	78	65,000	130	26,000	52
400009	福岡県	指・中除く	274,500	549	457,000	914	183,000	366
401005		北九州市	113,000	226	188,000	376	75,500	151
401307		福岡市	181,500	363	302,500	605	121,000	242
402036		久留米市	36,500	73	60,500	121	24,500	49
410004	佐賀県	指・中除く	98,000	196	163,000	326	65,500	131
420000	長崎県	指・中除く	81,500	163	136,000	272	54,500	109
422011		長崎市	50,000	100	83,000	166	33,500	67
422029		佐世保市	30,000	60	50,000	100	20,000	40
430005	熊本県	指・中除く	123,500	247	205,500	411	82,500	165
431001		熊本市	86,500	173	144,500	289	58,000	116
440001	大分県	指・中除く	80,500	161	134,000	268	53,500	107
442011		大分市	56,500	113	94,000	188	38,000	76
450006	宮崎県	指・中除く	82,500	165	137,500	275	55,000	110
452017		宮崎市	47,500	95	79,500	159	32,000	64
460001	鹿児島県	指・中除く	122,500	245	204,000	408	82,000	164
462012		鹿児島市	71,500	143	119,000	238	47,500	95
470007	沖縄県	指・中除く	136,000	272	226,500	453	91,000	182
472018		那覇市	38,000	76	63,500	127	25,500	51